

平成29年11月28日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

がん対策基本計画の変更について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会会長

横 倉 義 武

がん対策推進基本計画の変更について

がん対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）につきましては、がん対策基本法（平成18年法律第18号）に基づき策定されており、わが国におけるがん対策の総合的かつ計画的な推進のため、がん対策の基本的方向を定めているものであります。

また、基本計画は、同法において、「政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」とされているところです。

今般、がんゲノム医療の進展やがん生存率の向上など、がんに関する状況の変化等を勘案し、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」を3つの柱とする新たな基本計画（別添）への変更について閣議決定（平29.10.24）され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされ、本会に対して周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

同通知では、各都道府県に対して、変更後の基本計画の趣旨、内容を踏まえ、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、変更するよう求めております。

なお、受動喫煙対策に係る個別目標につきましては、今後関連法案の成立を踏まえて別途、閣議決定される予定であり、本会といたしましても、望まない受動喫煙をなくし国民の健康を守るという観点から、受動喫煙防止対策の強化・実現に向けて、引き続き関係各所に働きかけてまいりたいと考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会等に対しましても、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。